

第5回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

議事要旨

〔 日時：令和3年6月8日（火）14:00～15:45
場所：WEB 会議 〕

- まず、事務局から、「今年度の実施方針」（資料 5-1 pp. 2-4）について説明があり、今年度の進め方について協議会として了承した。
- 次に、「水産分野におけるガイドライン策定に向けての実施方針」（資料 5-1 pp. 5-8）について、事務局から説明があり、オブザーバーの意見を参考にしつつ委員で検討を行った。
- 1. 「水産分野におけるガイドライン策定に向けての実施方針」についての発言は以下の通り
 - 今年度前期中に骨子案への肉付けを行い、関係者ヒアリングなどを早めに進めていく必要がある。パブリックコメントに向けたスピード感について、頭に入れておいてほしい。
 - 実証団体・現場への訪問とヒアリングについては、現状として、コロナの関係で特定地域からの訪問を受け入れていないところもあるため、厳しいスケジュールであると認識している。
 - スケジュールが駆け足である旨は気になっているが、無理はしすぎずに、やることをやっていくことが重要である。過去の加工流通等に関する取りまとめの参照、オンラインで対応可能な範囲でのヒアリングなど、工夫していきたい。
 - ガイドラインを使ってもらう観点において、画像や動画は重要である。そうした画像や動画について、現地での取材を必要とするかどうか、現地訪問の必要性を左右するだろう。
 - 文書だけで作成するよりも、より現場のイメージを伝えるものがあるとよい、という提案と理解した。
 - データがどのように使われ、現場の方々にどのように還元されるかのイメージを持ってもらう点が重要である。現場のデータを集めて活用する事例があると、紹介しやすい。可能な範囲でサポートしていきたい。
 - 例えば、経産省ガイドラインは全体の 7-8 割が文章であり、農業分野のガイドライ

ンも 1 ページに 1 か所程度図や表を入れるよう努めたが文字が多い。ご指摘のように、画像等の活用や tips のコラムなど、読みやすさを高めるための工夫をしたい。【事務局】

- 現地訪問については、特に標準化においては、実態を把握する観点で必要と考えている。しかしながら、緊急事態宣言が解除されたとしても訪問が難しい可能性があることも認識している。
 - ヒアリング先については、北海道、山口、北陸等を想定している。訪問を受け入れていただける場所については話を伺い、ガイドラインに盛り込めるようにしたい。無理のない範囲でご協力を賜れるとありがたい。【事務局】
 - 静岡県では、県外からの訪問は遠慮いただいている状況であるため、東京からの訪問は難しい可能性がある。現場に来て確認すべき点については、例えば小林委員同席のもと、オンラインで対応するなどの形で協力したい。
- 今年度はガイドラインの公表がゴールになるが、公表後についても、動画による啓発資料を作る等、改善の取組を続けていくことが重要と認識している。
- 資料 p. 8 はガイドラインの目次のイメージで、今後、体言止めの箇所などが整理されていくという理解でよい。
 - その通りである。【事務局】
- 項目としては、昨年度の議論が反映されており、特段意見はない。ガイドラインを見ていただく上で、図表も大事だが、ユースケースを充実させるとわかりやすくてよいと思う。丁寧に作ってほしい。
 - ユースケースを増やし、理解を促進するという点に注力すべきとのご意見と理解した。現地には、ワクチン接種も進み始めたことから、年度後半で行けるところがあるとよい。スケジュールは事務局でも検討してほしい。
- 資料 p. 8 について、骨子全体については前回の協議会で議論した。第 2 のデータ共有に係るヒアリングにおいて、「どのようなデータ項目について」「どのような当事者と」「どのような利用目的で」共有・提供されるのかについて、出来るだけ多くの情報を得るよう努めてほしい。
 - 特に、データが個人情報に当たる場合、プライバシーポリシーに関わるため、ヒアリングで情報が得られれば、モデル契約書及びガイドラインの本文の作成にとって有益である。
 - これまで法的観点からご意見をいただき、良い骨子が出来上がった。ユースケースを増やしていくべきとのご意見と理解した。
 - 進め方についてはご指導いただきたい。法的観点においては、漁業者のデータが、個人情報として側面と事業者としての側面の二面を有する点の整理が課題であると認識している。昨今の法改正の動向等も踏まえ、場合によっては個別にご相談させてほしい。【事務局】

- 資料 p. 6 に記載されているパブリックコメントは、行政手続法上のものと、自主的な意見聴取のどちらを想定しているのか。
 - パブリックコメントは、農業ガイドラインと同様に公式の手続きとして進める。
- ヒアリングについて、現場に混乱が起きないように、丁寧に生産現場の声を聴いてほしい。
 - 全漁連にもヒアリングの協力をお願いしたい。この間の議論を通じて、漁協の役割が大きい一方、漁協の関わり方やパターンには様々なケースがあることが分かってきている。それらをきちんと把握する観点で、お話を伺いたい。【事務局】
 - 情報提供は可能である。
- スコープとして、まずすでに電子化されているような大規模な事業者を想定しているのだろうが、そうした体制が整備されていない小規模の事業者も対象とし、職員が数人のような小規模漁協でも活用できるものとしてほしい。
 - 零細漁業者への配慮の観点は、水産業の成長産業化の上でも重要である。ガイドラインにも入れ込んでいきたい。
- 資料 p. 8 について、現状として、漁業者のノウハウ等が権利化されていないことに言及がある。これについては、漁業者のノウハウ等を、権利化し保護できるよう整理を行うべきである。
 - 整理するにあたっては、この整理が漁業者の不利益にならないようにしてほしい。なお、ガイドラインは漁業者にとって分かりやすいものになるようにしてほしい。
 - ガイドラインの作成これ自体で漁業者が不利になることはないよう作成を進める。逆に、知らないことで不測の不利益を被らないための留意点や、権利にはなりにくいノウハウ等について、どのようにして対応することでそれらのノウハウ等を守ることができるかなどについて示していきたい。【事務局】
 - データ自体は法律の保護の対象ではないことと同様、ノウハウ等の取り扱いについても、昨年度の議論のとおり、契約段階で合意する形で整理していく方針である。
 - 昨年度からの経緯を踏まえ、よくまとめられている。現場においても、漁業者のノウハウの流失に対する懸念、ノウハウの権利化については言及されている。サロマ湖の養殖事業でも、漁業者の知識を集めると生産量が安定してくることから、高い技術を横展開していくことが求められる。このため、ノウハウの権利化は重要な論点と認識している。今後も本取り組みについては協力していきたい。
- 海面漁業と養殖とで違いがある中で、養殖についてはどこに力点を置いて取り組んでいくのか、考えを聞かせてほしい。
 - 養殖は、農業ガイドラインの「ノウハウ活用編」が多く適用できると考えている。農業者や農業指導員の部分を養殖事業者に当事者を置き換えた上で、守られるべきものや暗黙知や形式知の範囲等については参考にできる部分がある。農業との違いとしては、海面を使う観点で、営業秘密の秘密性を担保できるのかが問題となりうる。例えば、養殖の場合、ビニールハウスで覆い隠すようなことができない。

加えて、漁協とのデータのやり取りも農業とは異なると聞いている。こうした点について整理していきたい。【事務局】

- 農業の中でも畜産や酪農、養鶏を参考にしながら、そこに養殖の特殊性を組み込んでいくことになると考えている。
- 山口で沿岸漁業の小規模漁業者を対象とした取組を行っている。自身の操業の結果がどのようにデータになり、どのように扱われているのかについて気にし始めた漁業者も増えてきている。当社において、漁業者のデータをどのような取り扱いをしていくべきかを考えるうえで、ガイドラインには興味があり、参考にしたい。漁業者の声は当社でも聞いているので、必要があれば協力したい。
 - 現場の課題解決のため、ガイドラインを前向きに活用してほしい。
- 関係者ヒアリングの前に、骨子を肉付けした資料を作るとの説明があったが、どこを重点的に膨らませていくのか、考えがあれば教えてほしい。
 - ヒアリングの相手にもよるが、ポイントとしては、第2の基本的事項に関する事実確認、第3のデータ利用関係のルールの方針について、問題ないかの確認を中心に行いたいと考えている。データの利用促進を視野に入れつつ、そのバランスについて、内容を膨らませたものに対して、ご意見をいただきたい。【事務局】
 - 時間が限られた中ではあるが、ゴールに向けて、引き続きご協力願いたい。

- 続いて、「標準化作成に向けた検討方針」（資料 5-1 pp. 9-17）について、事務局から説明があり、オブザーバーの意見を参考にしつつ委員で検討を行った。

2. 「標準化作成に向けた検討方針」についての発言は以下の通り

- 今年度は、標準化が必要な場面を具体的に整理していくことになる。ガイドラインと同時並行で進めるのは大変ではあるが、昨年度の議論により問題点は整理されてきているため、説明の方向で進めていくことになる。
- 資料 p. 12 において、川上から川下への情報提供の流れが図示されているが、実際には同じデータでもスピード感が異なっている。
 - 例えば、産地市場から仲買人の箇所では、水揚げ後、午前中のうちに加工業者に現物が渡るため、早いデータはその段階で送る必要がある。それに対して、図にはないが漁獲報告のために行政に送るデータは、夕方までに送付できればよいという違いがある。TAC から IQ 化に繋げていくためには、データのスピード化が重要になると認識している。p. 12 の流れができないとその次の展開に進めないため、現時点では問題ないが、将来的にはスピードの差を埋めるための産地市場のコンピュータ化が重要である。
 - 水産庁で並行して実施している漁獲情報デジタル化推進委託事業（デジタル化推進事業）でも、即時性を重視した取組を進めている。本有識者協議会では、

データ利用のガイドラインの作成・標準化の仕組みについて検討していく。しかし、委員から提示された問題意識も共有し、利用促進の観点にも留意して進めていきたい。

- 資料 p. 17 に TAG・fresco との連携と書かれているが、今年度から漁協のサーバ等のリプレースが進んでいく。今回の議論で標準化されたものを、リプレースされたシステムにも追って組み込んでいくという理解でよい。
- デジタル化推進事業において、産地市場・漁協の情報を新たに義務化された漁獲報告に活用する取組を進めている。この取り組みは、産地市場・漁協が持っている現在のコードを、そのまま都道府県単位のコードに変換し、それを更に全国コードに変換することで、一元的に収集し全国で扱えるようにしていく作業である。このため、デジタル化推進事業では都道府県にもご協力いただく想定である。全体としてどのようなコードに変換していくかについては、当該事業の成果も活用して検討していく。しかしながら、当該事業の成果だけが標準化対象というわけではなく、養殖などについては別途検討が必要である。加えて、同事業で作成する変換テーブルの扱いや、その提供についても考えていく必要がある。標準化の検討は、デジタル化事業も含め、本協議会と連携して進めていきたい。【事務局（水産庁）】
- デジタル化推進事業の取組と同じ方向性であることが理解できた。
- 国の取組が並行して走る中で、全体像を把握して進めていく方が、より理解が進むと考えられる。次回の協議会で、そうした説明の機会があるとよい。
- 資料 p. 12 の所感として、本協議会はデータ利活用のための会合であると理解している。現場の立場からすると、データの発生起点である水産現場は重要である。現場の過度な負担にならない仕組みとなるよう、改めてお願いしたい。
- 漁獲証明・漁獲番号の仕組みの検討も、データの発祥は生産者になる。同じデータを何度も出すのではなく、使えるところは使うような一元的に利用できるようなシステムを構築し、現場に過度な負担が生じないようお願いしたい。
- データを出すことで漁業者にどのようなフィードバックがあるのかについても、確認しながら進めてほしい。
- 水産業のスマート化は、ご指摘のとおり、無駄な重複を減らして効率化し、労力を掛けずに情報提供者が恩恵を受けられるようにする方向で取り組まれているものと理解している。ガイドラインの策定・データの標準化も、同様の方向で、ご意見を肝に銘じて作業を進めていきたい。
- 資料 p. 12 の図は、取組に関わる方々の視点で書かれた図であると理解するが、データの流れが一方方向になっているため、データを出した後の取扱いや提供者へのフィードバックについても追記されると、関係者への説明がしやすくなり取組が

加速するのではないか。

- ご指摘のとおり、データの流れの矢印が片方だけでは、一方的なイメージになってしまう。データの流通には双方向性があり、提供者にも利益がある旨がイメージできるよう、資料を準備することは有益である。
- 本日の資料は、流通をイメージしたために矢印が一方向になっているが、引用元の「水産物情報等の提供及び二次利用ガイド」の中では、メリット・ベネフィットを整理した箇所もある。資料 p. 16 のように、行政機関に出したデータによって提供者に利益が還元されるケースがあること、流通に出した場合でも利益があることなどについて、整理して提示したい。【事務局】
- 「水産物情報等の提供及び二次利用ガイド」にも関連する記載があるが、作成当時からの経過を踏まえ、ご指摘の点について表現できるように進めていきたい。
- 利用目的別の説明資料が2, 3種類あると、それぞれの立場の方にとって使いやすくなる。無理のない範囲でお願いしたい。
 - ステークホルダーの視点によってイメージが変わってくる。理解が促進される資料を準備するよう、課題意識を持ってまとめていきたい。
- データの標準化は、これまで資源管理で使われてきたコードをベースに検討されており、それが議論の出発点になると理解している。一方、既存コードはそれぞれ目的が異なっているため、「何にでも使えるもの」としての標準化は難しいのではないか。あまり欲張らずに、ニーズの高いところを中心に標準化を考えるというアプローチで整理してほしい。
 - 際限なく取り組むのは難しいため、検討の成果をまとめることができるよう、まずは資源評価目的から整理し、拡張性にも配慮した上で次年度以降に繋げていきたい。
- 資料 p. 10 に、スケジュールとして、9 月に標準化対象のデータ項目の合意とある。それまでにデータ項目を挙げていくことが必要になるが、データ項目の選定方法や方針があれば教えてほしい。
 - 水産庁としての標準化に関する考え方は、昨年度に大枠の議論を行っているため、今年度は中身の議論をする必要があると認識している。その中で、9 月に、項目の候補をテーブルに並べて整理できるよう、それまでに、データ項目の選び方や中長期的な展望、スケジュール感など整理していく方向で考えている。優先順位の観点からすると、既存の国の取組をベースに、活用が見込まれるもの・ニーズが高まるものから選び、できるものからしっかりと形にしていきたい。【事務局（水産庁）】
- 資源評価・管理にも関わるため、水研にも積極的に参画してほしい。標準化は議論が発散しないよう、優先度を整理して、手順を踏んでまとめていく形としたい。

—以 上—